



年金関係

農業者年金

受給者が公共事業のために農地を譲渡したり、代替地として農地を提供した場合には、継続して支給が受けられるよう農業委員会に手続きをしてください。また、受給者が代替農地を取得する場合は、農業委員会にお問い合わせください。

福祉年金等

(老齢福祉年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・特別障害者手当等)

福祉年金等の受給者及びその配偶者並びに扶養義務者の方が土地を譲渡した場合は、その所得が支給制限限度額を超えると、翌年の8月分から1年間支給が停止されることがありますので留意してください。

詳しくは年金事務所又は市町村担当課にお問い合わせください。

お願い

相続登記が済んでいない土地について

登記名義人が死亡している場合は、相続手続き（遺産分割協議等）が必要となります。

なお、お譲りいただいた土地については、遺産分割協議書等により、県が相続人に代わって事業用地部分の相続登記をすることができます。

抵当権等が登記されている土地について

土地に抵当権等が登記されている場合は、抵当権等の抹消登記が必要となります。

なお、土地の一部が事業用地となる場合は、抵当権等の一部消滅の協議が整えば手続きが可能となります。

土地を貸している方、借りている方

土地を借りて建物等を所有している方、正規に小作している方及びその土地を貸している方等の場合は、お互いに借地権の有無等についての話し合いが必要となります。

土地改良事業費等の賦課金について

土地改良事業に伴う賦課金、水利組合や土地改良区等の脱退一時金については、土地価格に含まれているものとして扱われているので、個人的に決済していただくこととなります。

代替地

建物を移転するために代替地が必要となる方には、次の制度により情報を提供しています。情報の提供をご希望される方は土木事務所へご相談ください。

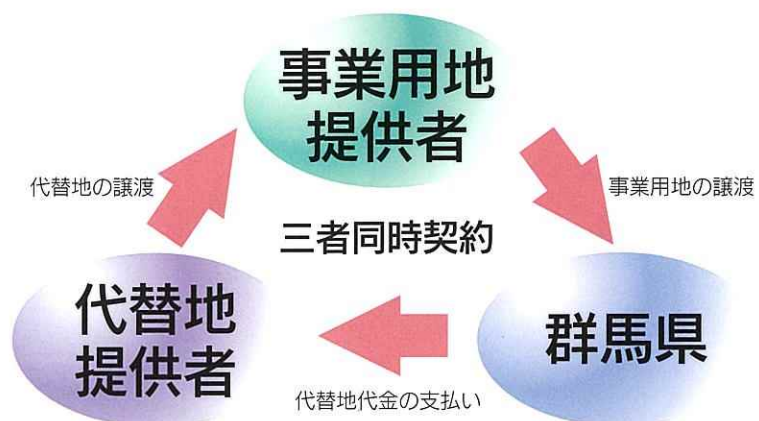
●代替地登録制度

公共事業用地の代替地として、自己の土地を提供したいという方からの申し出を受け登録してある土地の情報を提供するものです。

●代替地媒介制度

(一社)群馬県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会群馬県本部を通じて、業者が売却の依頼を受けて保有する物件情報を提供するものです。

代替地が決定しましたら、事業用地提供者、代替地提供者、群馬県（土木事務所）の三者で契約をいたします。ただし、事前に仮契約などをいたしますと、代替地提供者に対する税制上の優遇措置（譲渡所得から最高1,500万円まで特別控除される。）が受けられなくなることがありますのでご注意ください。



お問い合わせは